

学校法人北工学園情報公開規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人北工学園（以下「学園」という。）が保有する文書を積極的に公開することにより、学園の公共性や社会的責任を明確にするとともに、文書の公開に関する基本的な事項を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。ただし、個人情報に関する事項については、別に定めることとする。

（文書の定義）

第2条 この規程において文書とは、学園の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、学園が保有しているものをいう。

（文書の開示等）

第3条 学園は、文書の閲覧又はその写しの交付（以下「文書の開示等」という。）の請求があったときは、当該請求に係る文書に、次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該文書の開示等に応じるものとする。

（1） 個人情報

個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの

（2） 法人情報

法人その他の団体（国、地方公共団体等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの

（3） 公共安全情報

開示することにより、人の人命、身体、財産、又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

（4） 意思形成課程情報

学園のほか国若しくは地方公共団体（以下「国等」という。）の事務又は事業に係る意思形成過程において、学園と国等との間における審議、協議、調査研究等に関し、学園が作成し又は取得した情報であって、開示することにより当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの

（5） 協力関係情報

学園と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、学園が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の要件、趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの

（6） 事業運営情報

学園の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の将来の同種の事務若しくは事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの

(7) 法令秘情報

法令等の規定により、明らかに開示することができないとされている情報

(文書の開示等の方法)

第4条 文書の開示等に応じることにより当該文書を汚損し、又は破損するおそれがあるなど当該文書の保存に支障があると認められるとき、その他合理的な理由があるときは、当該文書の写しにより開示等に応じるものとする。

また、当該文書を開示等に応じる部分と非開示情報に相当する部分とに分離することが困難であるときは、当該文書の非開示情報に相当する部分を削除した写しを作成し、この写しを閲覧に供し、又はその写しを交付するものとする。

(文書の開示等の手続)

第5条 学園に文書の開示等の請求をしようとする者は、理事長が別に定める請求書を提出するものとする。

2 文書の写しの交付を受ける請求者は、理事長が別に定める文書の写しの作成及び送付に要する費用を学園の請求に基づき負担するものとする。

(文書の開示等の決定)

第6条 学園は、文書の開示等の請求があったときは、概ね30日以内に文書の開示等の請求に対する諾否の決定をするものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該決定をすることができないときは、その期間を延長することができるものとする。

2 学園は、前項の決定をしたときは、速やかに前条第1項の請求書を提出した者に、理事長が別に定める通知書により通知するものとする。

(審査委員会の設置)

第7条 開示等の請求に対する諾否の決定等を審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には理事長、委員には法人本部事務局長、旭川福祉専門学校校長、副校長及び事務長をもって充てるものとする。

(文書の開示等の実施)

第8条 文書の開示等は、通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所で実施するものとする。

2 文書の開示等を実施するときは、文書の写しを送付する場合を除き、原則として学園の職員が立会するものとする。

3 文書の開示等を実施するときは、開示等請求者に対し、通知書の提示を求めるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。